

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年4月27日（月）
午前11時18分 開会
午後1時15分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 田中藤一郎
委員 井上 正治、上田 伴子、
清水 寛、竹中 理、
福田 嗣久
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 西田 真^印

文教民生委員会・文教民生分科会次第

2020年4月27日（月）本会議休憩中
第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について
 - ア 委員会審査
 - イ 分科会審査
 - (2) 意見・要望のまとめ
 - ア 委員会意見・要望のまとめ
 - イ 分科会意見・要望のまとめ
- 4 その他
- 5 閉 会

令和2年第2回豊岡市議会（臨時会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

報告第5号 専決処分したものの報告について

専決第6号 損害賠償の額を定めることについて

第71号議案 豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

第72号議案 豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

第74号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

第75号議案 令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

報告第6号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第7号 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

第73号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

文教民生委員会名簿

2020.04.27

【委員】

職名	氏名
委員長	西田 真
副委員長	田中 藤一郎
委員	井上 正治
委員	上田 伴子
委員	清水 寛
委員	竹中 理
委員	福田 嗣久

7名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	定元 秀之
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長	成田 和博
文化振興課長	米田 紀子	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課参事	橋本 明宏	竹野振興局 市民福祉課長	船野 恵子
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	前野 郁子
スポーツ振興課長	池内 章彦	日高振興局 市民福祉課参事	川端美由紀
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高
		但東振興局 市民福祉課参事	田邊 雅人

8名

11名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	久保川伸幸	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	原田 政彦	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	小野 弘順	教育総務課参事	木之瀬晋弥
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	恵後原孝一	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	武田 満之	こども教育課長	飯塚 智士
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	恵後原博美
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課長	木下 直樹
		こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	山本加奈美

9名

13名

【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	木山 敦子

合計49名

午前11時18分開会

○委員長（西田 真） 皆さん、こんにちは。

今日は臨時会ということで、皆さん本当にお忙しいところお集まりいただきまして、早朝より審議が続いております。

これからは文教民生委員会と分科会ということで審議のほう入らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

課題は、もう新型コロナウイルス感染症の対策ということの1つに尽きると思ひますので、皆さん方もマスクをされておりますし、委員の皆さんもマスクをつけての質疑になりますので、その辺もご了承くださいと思ひます。一刻も早く終息を願ひ、審議のほうを始めさせていただきます。

それでは、早速入らせていただきます。

一般会計に関する予算関係議案につきましては予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。

したがいまして、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行ひますので、ご協力をお願いします。

これより、協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明、質疑、討論、表決を行ひ、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明、質疑、討論、表決を行ひます。その後、委員のみで委員会及び分科会意見・要望等の取りまとめを行ひます。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いします。

また、発言の最初には必ず課名と名字をお願いします。議案の審査につきましては、お手元の議案付託・分科会分担表の順に行ひますので、ご了承ください。

まず、報告第5号、専決処分したものの報告につ

いて、専決第6号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

米田課長。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、1ページご覧ください。よろしくお願ひします。報告第5号、専決処分したものの報告についてご説明申し上げます。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により専決処分しましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

次ページ、2ページをお願いいたします。専決第6号、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件は、令和2年1月21日午前10時20分頃、市立静修小学校駐車場内におきまして、日本・モンゴル民族博物館職員が公用車を運転中に発生しました物損事故について、4月17日付で専決処分したものでございます。

本日、お手元にお配りしております資料をご覧くださいませでしょうか。博物館から出前授業実施のために静修小学校に到着いたしまして、事故現場図にあります小学校の体育館入り口で一待機しておりました。その後、通用口へ移動するよう案内を受けましたので、低速にて後進を始めました。その際に車両右側の後方確認が不十分であったため、駐車しておられた相手方車両の右前方に接触し、損傷させたものでございます。

賠償額は36万4,859円で、相手方、事故の概要は議案の2ページのとおりでございます。

事故後は、直ちに事故の状況や要因について情報共有を図りまして、安全運転の励行について確認を行ったところですので。後進時には声を出して行うこと、同乗者がいる場合は降りて誘導を行うことなど今後もさらなる安全運転の徹底を図ってまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） すみません。毎回物損事故ということで、特に10割の物損ということで、やはりこちら側というか、当局側のほうが全面的に悪いという状況になってます。度重なる危機管理意識であったり、教育をとということを進めていただいている結果ではあるんですけども、やはり改めてしっかりと認識をしていただきたいと思います。その点について改めてお伺いするんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） 本当に誠に申し訳ないことだと思っております。文化振興課、各施設を抱えておまして、すぐに事故のこういうような原因で起こったということを周知しまして、先ほど申し上げたように徹底をいたしたところでございます。総務課からも交通安全8か条というようなものを頂いておりますので、公用車運転時には必ずそれを携帯しておくようにとか、確認してから行うことなど徹底をいたしております。徹底して行き過ぎということはないと思っておりますので、口うるさく申しておりますので、これからも一層気をつけてまいりたいと思っております。危機管理の意識については不十分であったと反省するところもありますので、さらに公用車で運転する機会が多うございますので、より一層気をつけてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（清水 寛） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） ここの事故現場の図を見させていただきますと、接触した相手方の車と事故をした車しか書いてございませぬけど、この中にほかの車がいたのかどうかという部分と、それからいつも交通安全を注意されとるようですけども、駐車をする場合、前止めなのか、後ろ止めなのか、その辺の指導というのはあるのか。基本的に前止めをすると、この止め方を但馬止めというそうなんですけど但

馬の人が非常に前なり、建物があつたとこ前にすんと持って行く。但馬の方は非常に多い。都会のほうはバックで止めている。事故率が少ない。これも結果が出てるような感じでした、やはりその辺の指導というのは非常に大事、こういうバックでの事故はこの頃結構多いんで、見てると、職員の間でも、その辺の駐車の在り方というのもやはり今後は注意すべきであるというふうに思いますが、その辺のご見解はいかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） 接触いたしました相手車両の隣には、職員の駐車場でございますので、やはり何台かございました。

後進始める前でございますけれども、体育館入り口にはやはり前方で、一時待機の意味で置いておりましたので、前方から前に停車しております。このあたりも、ここの体育館の入り口のところは余裕があつたので、周りに車がいなかったのが前から突っ込んでおりますので、この際に後ろ向きに駐車していただいても安全に移動ができたのかなと思っておりますので、やはり今、井上委員おっしゃったような駐車の仕方もいま一度徹底してまいりたいと思っております。

後進の際右側に、相手車両があつた、相手車両の横にもあつたんですけども、左側に壁がありまして、どうしてもそちらのほうに気を取られていたというのが原因でございます。前後、左右の確認を改めて声を出して確認するとかしてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 事故のないことを祈っております。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特に異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特に異議がありませんので、報告第5号、専決第6号は、了承すべきことに決定

しました。

次に、第71号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてほか1件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 第71号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について及び第72号議案、豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について一括で説明いたします。

第71号、第72号、両議案につきましては、4月13日の当委員会の報告事項において専決事項により条例改正を実施したいと説明した内容であります。本日、4月臨時議会が開催されましたので、提案をさせていただくものであります。

それでは、第71号議案から説明をいたします。

47ページをご覧ください。本案は、新型コロナウイルス感染症の感染により、労務に服することができなくなった被保険者、給与収入のある被用者に対し傷病手当金を支給するため所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、50ページの条例案要綱により説明をいたします。

1の改正の内容ですが、(1)として、傷病手当金は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間において労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について支給をすること。

(2)として、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数が除した金額の3分の2に相当する金額とすること。

(3)として、傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないこととすること。

(4)として、被保険者が新型コロナウイルス感

染症に感染した場合において給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、傷病手当金を支給しないとする。

(5)として、被保険者が受け取るはずであった給与等が受け取ることができなかった場合、差額分の傷病手当金として支給し、支給した金額については事業所の事業主から徴収することについて附則第5項から第10項に加えることとするものであります。

2の附則では、この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日以後の傷病手当金の支給について適用することとしております。

なお、51ページから52ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

続きまして、53ページをご覧ください。第72号議案、豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

本案は、市において行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを加えるため所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、55ページの条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容についてですが、市において行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを加えることとするものであります。後期高齢者医療制度の保険者は、神戸市にあります兵庫県後期高齢者医療広域連合であります。したがって、後期高齢者の被保険者の被用者が新型コロナウイルス感染症の感染により労務に服することができなくなった場合、傷病手当金の支給をするのは広域連合であります。本市においては、被保険者から申請書が提出された際、内容等を確認し、訂正がなければ受け付けを行い、広域連合へ送付いたします。その受け付け事務を条例に加えることとなります。

2の附則では、この条例は、令和2年5月1日から施行することとしております。

なお、56ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 71号議案の中で、新型コロナウイルス傷病金手当を支給する、これは理解できるところですけれども、基本的に私、1人で事業しとって、国民健康保険に入って、コロナにかかって仕事ができなくなって、入院をして何日間できないという場合の支給のことですね、これは。そうじゃないんか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） あくまでもこれは被用者が、給与等をもたらしている方というふうに限定しておりますので、今の委員のは営業所得とかそういうことでありますので、それまた違うことで。以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） こういう人が基本的に社会保険と同じような形なんですけども、何人ぐらい対象者はいらっしゃるんでしょうか、被用者として。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 給与所得ですので具体的幾らかというのは少し分かりかねるんですが、税務課のほうの所得で把握をしますと年間収入が100万円以上の方でしたら約20%強ありました。以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 要するに国民健康保険に入って勤めておられる人が何人ぐらいあるのかということですけど、それは5人以下とかそういう縛りがあったんですかな。そうじゃない。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） あくまでも勤めている期間だとか、一月の勤めとる日数によって社会保険になるかならないかということがあるかと思います。ちょっと具体的に私もそこ分かりませんが、その方

以外の方が同じ給与の方でも国民健康保険だという方がいると思います。例えば臨時さん、本当に月に何回かというような方、そういう方は国民健康保険だと思います。その方が万が一このコロナウイルスにかかって勤めることができなくなった、また無給になったということに関して補填をすると、傷病手当金を支給するということであります。以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それが何人ぐらいあるんですかということについては、税務課しか分からへんのか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 今現在給与の方が何人かというのは分かりません。あくまでも前年の所得によって、結果的に給与収入というものしか分かりませんので、今現在はそれは2割強だということなんです。今現在が1万8,000人ぐらいですので、3,600人、4,000人弱が、あくまでも結果ですので、もう今現在給与じゃない方もおられるでしょうし、分かりませんが、そういうような方がおられると。その方につきまして、あくまで該当するという場合につきましては傷病手当金を支給するということであります。以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そこまでは理解できまして、今度この（5）を見てると非常に何か分かりにくい書き方がしてあるんだけど、まず一つは、市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業主から徴収するという、これは支給をした後に市から請求をしていくということですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） （5）につきましては、今回の傷病手当金はあくまでも先ほど言いましたように無給になった場合ということで支給されて、有給の場合は支給しません。しかし、これはまれな例で、例えば当初有給扱いでありました被保険者が給与を受け取る場合が何かの理由で受け取ることができなかったという場合につきましては、保険者であります本市、豊岡市につきましては傷病手当金を支給します。ただし、その場合は立替えという性

格的なものになりますので、その場合は保険者から事業主のほうに、豊岡市のほうから事業主のほうに請求をするというような、こういう場合があるということですので。以上です。

○委員（福田 嗣久） 結構です。

○委員長（西田 真） よろしいか。
井上委員。

○委員（井上 正治） （1）の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等、等というのは何を含んでるかご説明いただけますでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） これは感染した人または感染の疑われる方、そういう方です。結局実際結果的には感染されてなかったと、PCR検査受けて感染されてなかったという方があるかも知れませんが、あくまでも疑われるということでそのとき休んだと、そういう無給になった場合についても支払いをするというものであります。以上です。

○委員（井上 正治） いいです。

○委員長（西田 真） よろしいですか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第71号議案及び第72号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第71号議案及び第72号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 77ページをご覧ください。第74号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を88億8,564万円とするものです。

86、87ページをご覧ください。歳出の内容を説明いたします。1目傷病手当金100万円の増は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者が労務に服することができなかった期間支給する傷病手当金を増額するものであります。

1ページに戻っていただきまして、84、85ページの歳入の内容を説明いたします。1目保険給付費等交付金、2節特別交付金100万円の増は、歳出で説明しました傷病手当金に対し特別調整交付金として県より収入されるものであります。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局の説明を求めます。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、88ページをご覧ください。第75号議案、令和2年度豊岡

市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万7,000円を追加し、総額をそれぞれ2億7,672万円とするものです。

主な内容については、事項別明細書でご説明いたしますので、97、98ページをご覧ください。休日急病診療所費の施設管理費ですが、院内感染防止対策として一般患者との動線を分けるために新たな階段を設置し、入り口を2か所にします。また、診察室や処置室などに換気扇、それから飛沫防止用のボードを整備するものです。

戻っていただいて、95、96ページをお願いします。歳入の内訳ですが、一般会計からの繰入れになります。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 大変重要な施策だと思って見させていただけますけども、診療所、休日急病診療所ですけども、一般にほかにも診療所がございましたけれども、その辺の配慮はできていますんですか。一番基本的には何が言いたいかといいますと、熱が出ててもびよっと来られる人があるのではないかなと思っておるんで、診療所全般、今説明いただいたのは動線分け、換気扇、カウンターパネルということおっしゃいましたけど、ほかは大丈夫なんか、その辺も併せて答弁ください。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それぞれの常設の診療所につけては、それぞれでちょっと工夫していただいています。例えば森本なんかは車庫のほうにパーティションをつけて、そちらのほうで診てもらおう、あとは車で待機していただいて、先生がそちらのほうに行ってもらおうというところ。それから高橋なんかは館うか、施設が大きいので、空いてる部屋に入ってもらって診てもらおうというような形。資母なんかはレントゲン室に入ってもらおう、それから

車で待機。いずれも車でまずは待機して、先生の診断受けて、それぞれ部屋に入ってもらったりというふうになってます。以上です。それで対応をいただいています。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 理解できました。

基本的に今日の新聞で見てもやはり看護師さんが一番の感染の確率が高いということで、この件聞かせていただくとやはりいろんな患者さんがぱっと入ってこられることも結構あるのではないかなという気がするんで、これもそうだけれども、全般のことを再度徹底をいただいとかなとやっぱりそこから広がるいうおそれも大変感じますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

○委員長（西田 真） よろしいですか。

○委員（福田 嗣久） 以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時45分 委員会休憩

午前11時45分 分科会開会

○分科会長（西田 真） ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、報告第6号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第7号、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等

の順に一気に説明をお願いします。

なお、事業費確定等に伴う財源更正についての説明は省略していただくことといたしておりますので、ご了承願います。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、順次説明願います。特出しが何かあれば言っていただければと思います。

どうぞ。

○市民課長(定元 秀之) 歳入の内容の20ページ、21ページをご覧ください。3枠目の下の行、地域振興基金繰入金は、乳幼児等及び子ども医療費助成事業の拡充分の財源として繰り入れるものでありますが、元年度の助成金額が確定しましたので、378万3,000円を減額するものであります。以上です。

○分科会長(西田 真) ほかに特出しありませんか。よろしいか。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号、専決第7号は、承認すべきものと決定しました。

次に、第73号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行い

ます。

それでは、順次説明願います。ありませんか。

(「73号議案だろう」と呼ぶ者あり)73号議案。学校施設か。(発言する者あり)ない。なし。(発言する者あり)

どうぞ。

○社会福祉課長(原田 政彦) それでは、68ページをご覧ください。68ページ、下段の表の3行目でございます。児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付事業費2,996万2,000円についてでございますが、これについてはこども教育課の就学援助費分も含めて一括で説明をさせていただきます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生によります学校園の臨時休業、事務所等の休業等に伴いまして特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭及び就学援助家庭等に対する緊急的な支援として児童扶養手当受給者及び就学援助費受給者に対して給付金を支給し、生活の安定を図るものでございます。

対象者としましては、児童扶養手当受給者及び就学援助費受給者、合わせて992世帯を対象に1世帯当たり3万円を5月の15日に支給をするもので、交付金2,976万円を計上しております。

なお、生活保護受給世帯は除いております。

また、交付金の上にあります手数料11万円についてでございますが、これは指定金融機関への振込手数料として計上しているものでございます。その他の消耗品費、印刷製本費、通信運搬費につきましては、給付に伴う事務費となつとります。歳出は以上です。

歳入は、特に説明するものはございません。以上でございます。

○分科会長(西田 真) どうぞ。

○健康増進課長(宮本 和幸) それでは、69ページ、70ページをお願いします。上から2つ目の大きな枠でございます。診療所事業特別会計繰出金ですが、先ほどの休日急病診療所の院内感染の対策整備工事費に繰り出すものです。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。
どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 74ページをご覧ください。上から2枠目でございます。学校施設管理費になります。こちらにつきましては学校の情報機器の整備事業ということで、国のGIGAスクール構想の早期実現ということで整備を進めようというものです。3月議会ではネットワークを中心にとということでご説明させていただきましたけれども、今度は当初7都道府県に緊急事態宣言が出ておりましたので、そこ優先的という国の方針に基づきまして早期に情報端末、タブレットを整備するというものでございます。

まず、小学校費のところご覧いただきますが、消耗品につきましてはソフトウェアのライセンスということで29校に設置するというところでございます。業務委託料につきましては、ネットワークの設定とICT支援業務ということで、端末を入れると同時に各学校に回っていただいて、教職員でありますとか、そういったサポート体制を構築するための支援員の配置というふうにご理解いただきたいと思います。その次の事業用備品につきましては、小学校についてはタブレットを2,854台、それからその保管庫設置等の費用になっています。

次に、中学校の整備についてです。内容につきましては、ライセンス、ソフトウェアが9校、一番下の事業用備品につきまして端末が1,384台、保管庫、それから設置費用ということになっています。

次に、76ページをご覧ください。給食センター管理費ということで、こちらにつきましては学校給食の食材を提供する事業者の衛生管理を徹底するための補助金というものを創設するものでございます。内容につきましては、事業者が安全衛生のための職員研修を行ったり、それから衛生設備、手指消毒、手、指の消毒をするような備品を更新する場合、それからマスク、消毒薬等の消耗品等の購入の補助ということになっています。こちらのほうにつきましては限度額ございまして、衛生設備の更新に

つきましては限度額は45万円の上限の補助でございます。消耗品につきましては、30万円を上限とする補助になっています。

すみません。歳入が抜けとりました。66ページをご覧ください。歳入のほうですけれども、教育費国庫補助金ということで、小・中学校に、上から3段、4段目でございますけれども、1台当たり4万5,000円掛ける台数の補助金を頂くということになっています。

一番下の雑入でございますが、給食の食材に関する衛生の補助ということになっております。雑入にしとりますのは、文部科学省から全国学校給食連合会を通して市に入るということで雑入にしとります。補助率につきましては3分の2ということでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 72ページの一番下段をご覧ください。まず、教育プラン推進事業費として41万6,000円上げておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴う未指導分の補習等を支援するためのものになります。具体的には地域人材の学校支援ボランティアを活用して放課後に算数の補充学習を行うということをしております。10校のほうで実施をさせていただきます。

次に、その下ですが、感染症対策事業費として189万9,000円を上げております。これにつきましては学校の児童生徒の感染予防策としてマスクや非接触体温計、ビニール手袋等を購入するものとなっております。

続いて、歳入ですが、歳入は66ページをご覧ください。66ページの一番上の表の2枠目になりますが、教育総務費補助金、学校保健特別対策事業費補助金94万9,000円上げております。これは先ほど言いました感染症対策事業費に係って県の補助金が2分の1入りますので、その歳入となっております。

同じく66ページの2つ目の表で教育総務費補助金、学習指導員配置事業補助金、これにつきまし

ても先ほど説明しました臨時休業に伴う未指導分の補習等を行うもので、これについては県の10分の10の補助ということで、41万6,000円を上げさせていただいております。(発言する者あり)ごめんなさい。最初の教育総務費補助金、学校保健特別対策事業費補助金は国の補助金でした。申し訳ありません。以上です。

○分科会長(西田 真) どうぞ。

○子ども育成課長(木下 直樹) それでは、68ページお願いいたします。中ほど、下の表の一番上でございます。子育てセンター運営事業費でございますけれども、こちらのほうは子育てセンターにおけます新型コロナウイルス感染症の感染防止対策です。備品につきましては、空気清浄機の購入を予定しております。

それからその下の枠でございます。放課後児童健全育成事業費でございますけれども、こちらのほうは放課後児童クラブにおけます感染防止対策等です。消耗品費、それから庁用備品につきましては、非接触体温計でありますとか、空気清浄機などの購入を予定しております。こちらにつきましては全額国の補助を予定しております。それから通信運搬費ですが、これは保護者に配布する通知文書等が利用自粛をお願いして関係でクラブより手渡しが困難となりますために郵送等で対応することによります郵便料の増額でございます。

それからその下の枠でございます。子ども・子育て支援交付金等事業費でございますけれども、こちらのほうは私立の保育所、認定こども園、それから小規模保育事業所におけます感染防止対策です。私立の園が備品等を整備された際にその経費を補助するもので、1施設当たり50万円以下ということで、全額こちらのほうは国から補助を予定しております。

それからその下でございます。保育所入所事務費でございます。こちらのほうは保護者に配布する通知文書のほうが登園自粛をお願いして関係で園を通じた手渡し等が困難となりますために郵送等で対応するための郵便料でございます。

それからその下でございます。児童保育運営事業

費です。こちらのほうにつきましては公立の保育所、認定こども園におきます感染防止対策で非接触体温計、それから空気清浄機の購入経費でございます。こちら全額国の補助を予定しております。

それからちょっと飛びますけれども、74ページお願いします。一番下でございます。幼稚園運営事業費でございます。こちらのほうは公立の幼稚園におきます感染防止対策で、非接触体温計と、それから空気清浄機の購入を予定しております。こちら全額国の補助を予定しております。

次に、歳入でございます。66ページお願いいたします。一番上でございます。放課後児童健全育成事業費補助金でございますけれども、こちらのほうは放課後児童クラブにおきます感染防止対策に対する国の補助金です。補助率は国の10分の10で、1支援単位当たり、1支援単位といえますのは約40人で、50万円以内となつております。

その下でございます。保育環境改善等事業費補助金でございますけれども、こちらのほうは私立の保育所等におけます感染防止対策に関する補助金のほうが900万円、それから公立の保育所、認定こども園に対します補助金のほうが336万9,000円となつております。

それからその4つ下の枠でございます。教育支援体制整備事業費交付金でございますけれども、こちらのほうは公立の幼稚園におけます感染防止対策に係る補助金でございます。いずれの補助金につきましても補助率は国の10分の10で、それから1施設当たりの限度額は50万円となつております。

説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) 終わりましたか。(「はい」と呼ぶ者あり)

説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいか。

上田委員。

○委員(上田 伴子) 1点お聞きしたいんですが、例えば先ほどの議場でもお聞きしたんですけども、児童クラブなどでの、先ほどは保育所のもし出た場合は1か所に集める、そこは閉園にして1か所

に集めるとかのことでしたけれども、児童クラブなんかの場合はどのように対処されるマニュアルはございますか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども育成課参事（吉本 努） 児童クラブの場合、状況がどういう形かということにもよりけりかなということはございますけれども、まずそちらのほうで濃厚接触等が出た場合は、もちろんそちらのほうは休所という形にはなりますけれども、違うところが出た場合、どうしてもその時間受け入れないといけないという状況は出てまいりますので、その場合は違うところをお願いするとかいうような形の対応を今のところ検討いたします。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 今いろんなところで家庭で見れる方は家庭でということをお願いされてると聞いているんですが、1回全部の今の状況を表で頂いたんですが、大分保育所、認定こども園にしても少なくなっているという状況ではあると思うんですが、児童クラブによってももう全然来てらっしゃらないところもあるかと思いますが、児童クラブなんかについてはそういう、減り具合というんですか、来てらっしゃる方の割合については大分減っておる状況でしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども育成課参事（吉本 努） 一応毎日開設日に応じてどれぐらいの利用者があるかということ調査いたしておりますが、参考までですけれども、4月の24日の金曜日、登録者に対してどれぐらい利用されるかという比率ですけれども、登録者が、児童クラブで全体1,465名に対して24日金曜日の利用実数は494名ということで、利用率でいきますと33.7%のご利用という状況になります。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） なかなかその兼ね合いが難しいと思うんですが、休業、お休みしてもらうことも大変だし、どうしても行かんあかんという状況の中のいろんなバランスがあると思いますけれ

ども、感染者が出たらいけませんので、そこら辺十分見ていただいて、よろしく願いいたします。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） タブレット端末の学校施設管理費の2億6,000万円と1億2,600万円と、大きな金額ですけども、先ほど本会議で教育長が言われた休業中、休校中に活用するような考えもある、思案中というやなことおっしゃいましたけど、そんな間に合うんですか。（「間に合わへんわい」と呼ぶ者あり）

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 今回補正予算を活用して導入の経費がつくということになりますけども、7都道府県には優先的に交付決定をいただけるとお聞きしていますが、交付決定が早くて4月中、これ県のほうの共同調達という形になりますので、県のほうが準備できて、購入できて、手元に入るまでにまだかなり時間がかかるというふうに思っています。早くても7月以降かなというふうに考えておりますので、この休業がどれぐらい続くかということがちょっと見当がつかない状況ではございますけども、今休業している5月6日までというのは間違いなく無理ですし、できるだけ早く整備できましたらそれが活用できるように今、情報教育の推進委員会のほうでも検討を進めていこうというふうに考えてるところでございます。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

実は私もこの前、東京の人と、どういうんか、セッティングはしてないですけども、テレワークじゃないし、画面で……（「Zoom会議」と呼ぶ者あり）そういうんか、させてもらいまして、何ちゅう邪魔くさいもんだいという気がしてやっておったんですけど、30分ぐらい、基本的にそれでもこういったこと起きるとこういったオンライン授業いいますか、必要になってくるんだらうなと思って聞かせていただいておりましたけども、その前に、先ほど教育長おっしゃった、私も個別に聞いたり

するんですけども、この休業の在り方がやっぱり親御さんからすれば連休が明けてからどうなるんだろうという不安もあるし、先ほども教育長おっしゃったんですけども、まず授業、勉強よりか心の在り方が非常に不安定な状況になっているのも確認させていただくんですけども、その辺の対応は大変大事なことやなと思って、その休業のセッティングの仕方と併せてその間の子供たちの、子供たちも親御さんがびちっとかかれる家もあればほったらかしになる家もあるんで、その辺の対応というのはいかように考えておられますか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） まず学校の再開に向けてということなんですけども、実際に国や県から何の方針も現状としてはない状況であります。なので当初の予定でいきますと国が緊急事態宣言を5月6日までという状況になりますので、5月6日までで実際に切れて、さらに県から休業の要請がない限りは7日から学校を再開をする予定しております。

ただし、7、8につきましては、給食をせずに午前中のみで帰らせるという形をします。それで徐々に、再開してもいきなり6時間とかそういった授業はなかなか難しいので、徐々に慣れさせていくというような形を取っていきたいと思っております。

ただ、先ほどもありましたように、やはり子供たちの心のことというのは非常に大きな問題ですので、スクールカウンセラーを全ての学校に行かせて直ちにスクリーニングをしてもらう。子供たちにとってどのような課題があるのかというのを報告をいただきながら課題を解決していくというような形をしております。なので学力補充が一番というふうには考えておらず、まずは心身の健康、体の健康や心の健康を一番に考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） その考え方、当然国、県が指針を出さない限りは動けないでしょうけれども、名古屋か、愛知県か、岐阜県かが昨日、おとついで

いにもう30日まで延長するというのを言うておりましたんで、兵庫県の場合もその可能性も十分あるんだろうなと思って聞かせていただいていたんですけども、もうその辺の状況が市の教育委員会として非常に発しにくいとは思いますが、親の心構えというのもあるんで、どういう形で発表されるのかなと思っておるんですけど、その辺のスケジューリングというのはどういうふうにご検討されますか。例えばこの4月までに県の方向あるいは国の方向が出てきたら連休間にこういう発表しますよとか、その辺のことちょっと聞かせてください。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） 非常に厳しいんですけども、まずは学校のほうに周知しておりますのは、国、県の方針を、仮に2つに分けておきまして、休業をさらに継続する要請が来る場合と宣言がなくなる場合と、この2つ、二択について、まずは先ほど言いましたように休業要請もしくは緊急事態宣言が続く場合はそのまま現状の臨時休業を続けるという話と、もう一つは緊急事態宣言が解除された場合というのは午前中授業という、この二択のところで各学校には準備を進めてほしいということで依頼をしているところです。

ただ、今ご指摘のとおり、保護者宛てにということになってきますと、正直この5月1日までに方針が定まるかどうかということが我々自身も決めかねておりますところなので、ひょっとすると5月のゴールデンウィーク中に各学校から保護者宛てにメールや電話連絡等に行くという可能性もございます。なのでできるだけ早く決定はさせていただきたいとは思っているんですけども、なかなかそうもいかない現状があります。ご迷惑をかけるかなというふうには思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それしか考えられないなと思って聞かせてもらうんですけども、いずれにしても可能性としては継続される可能性もあるとすれば先ほど私が申し上げた子供たちの心のありよう

が非常に不安定、全員とは言いませんけれども、不安定になる人も大分あると思うんで、その辺のフォローを家庭だけに任せるのではなしに、やっぱり教育委員会あるいは学校サイドもしっかりと、何ができるかというのは非常に難しいですけど、やっぱり友達に会えない、遊べないということが積み重なって非常にフラストレーションがたまっていくというようなどこも見れますんで、十分に配慮した形で指示のほうができたり、あるいは学校の関わりもできたりということが一番なんだろうなと思っておりますんで、その辺の配慮をぜひお願いしたいのと、ちょっと話ありましたら聞かせといていただいたら共有できますんでね。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず児童生徒の様子につきましては、各学校には定期的な電話連絡等で確認をするようにということを指示しております。

あと今ご指摘のとおり、特別に支援が必要な子供たちというのも各学校にはおります。その子供たちに対しては、これは学校判断、保護者判断になってきますけども、学校に三密をならない状態で個別に呼んで定期的に話をさせていただくというようなことも依頼を現状では各学校にしております。

これも先ほど教育長からもありましたが、図書の貸出しという形を取らせていただいとります。学校図書だけの蔵書だけではどうしても少ないので、市立の図書館と連携をして蔵書数を増やしながらい子供たちに対応するんですが、そういった状況の中で子供たちが学校に来るという状況で、そこで関係性を何とか保つこともできないだろうかというこの2点も考えながら、とにかく学校と子供たちとの関係をできるだけ切らないでいきたいと、連携を取っていきたいというふうな形での指導を今させていただいているところです。以上です。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

そういったことぜひお願いしていきたいのと、手厚くする人に対しては手厚くしていただきたいと

いうふうに思っておると、この緊急事態が続く場合、先ほど本会議も出ておりましたが、夏休みの在り方に影響及ぼしていきますんで、そういったことの情報提供もぜひ保護者のほうへなるべく早くしっかりと伝えていただくとということがこのコロナの対応全部にわたりますんで、いろんなところへ影響していきますんで、そういった教育委員会としての対応はぜひお願いをしておきたいなということをお願いいたします。

それともう一つですけども、本会議で今の補正予算、73号議案か、基本的には経済対策が主だというふうに認識はしてるんですけども、当然それは大きな柱ということで市長が答弁されたように理解はしてますけれども、それでもまずは健康福祉も含めて感染者を出さない、あるいは学校も含めて感染者を出さないということは、もう絶対これが一番だと思いますんで、健康福祉のほうは広く皆さん方、あるいはまた高齢者の施設、いろんな施設、学校のほうは学校、それからまたこども園、こういったことも含めて感染者をいかに出さないかということももう一番だと思いますんで、その辺は、予算的には知れてましたけれども、徹底できるようにぜひお願いしときたいというふうに考えておりますんで、誰か責任者が答弁していただいて。部長、次長か。予算的には僅かな手指の消毒とかありますけれども、病院も含めて、診療所も含めてね。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 幅広くということで一般論になってしまいますけれども、先ほど議場でもお答えをしましたように、高齢者や障害者の施設等につきましても県のほうからもマスクですとか消毒薬等の配布もいただき、施設も本当に現場を守らないかんという思いの中で非常に気を配りながら運営をいただいております。市のほうからもそういった対応についてお願いの文書も出させていただき、お願いをいたしております。また、豊岡病院に至っては、もっともちろん本当にそういった対応をしっかりとするというので、但馬地域の最後のとりででありますので、そこは十分にご配慮をいただ

いてると。それぞれほかの施設につきましてもそういった思いを持って、継続を要請されている現場につきましても、そういった思いを皆さん現場でしっかり持ちながら対応いただいている。市としてもそこをしっかりと応援をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 部長と同じでございまして、学校については今、休業させていただいておりますけれども、多くの子供たち、多くといたしましては大分減ってまいりましたが、児童クラブ等に行く子供たちについては朝から預かっております。ですので教員につきましても、かなり神経を使って消毒等もさせていただいて感染防止対策をしています。席も離して座ったり、あと換気も徹底して感染症の予防についてかなり気を遣っております。

また、保育園、認定こども園等につきましても通常どおり開所する中でできるだけご家庭で見ることができるところではご家庭での保育をお願いしているところでございますけれども、今のところ約半数ぐらいの子供たちがまだ通ってきています。ですので保育士等もかなり神経を使いながら感染予防対策をしているところでございます。これがいつまで続くか分かりませんが、この後も感染者が出ないように気をつけていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） すみません。2点お伺いしたいことがあります。

1点目は、予防の話というのは今ずっとお聞きさせていただいたんですけども、万が一発生した場合ということでは除染作業がいわゆる必要になるのかなと。その中で速やかに対応するために例えば業者の紹介であったり、何らかの補助であったり、そういうことが必要なかなと思うんですけど、それ

についていかがお考えかということ。

もう1点は、学校の関係でGIGAスクールの関係、ICTの支援業務ということでサポート用の支援員が必要かなということで、当然それは使用する先生方もしくは子供さん方というところも対象になってくるんですけど、それをどのぐらいの人数を現時点でお考えなのかなというその2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） まず除染のほうの話ということで業者という話がありましたけれども、この感染症に対しては県の保健所が所管ということになってます。一応聞いたんですけども、県のほうからはそういった事業所はないということ聞いておりますので、そこはもし業者に任せるといことであればその事業所ごとに尋ねてもらおうという形になろうかなと。

ただ、それぞれやっぱり次亜塩素酸とかそういった消毒液で拭くということが基本になるのではないのかなと思ってます。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） GIGAスクールのICT支援員の関係についてお答えさせていただきます。今のところ、2名を6か月ということで予算を計上させていただいております。以上です。

○分科会長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） 除染の関係、特に速やかに再稼働しなければならない介護施設であったり、いわゆる学校であったりということもあるんですけども、プラス例えば旅館であったり、民宿であったり、民間事業者においてもやはり速やかに対応していく必要がある中で、今先ほどおっしゃられたように保健所に尋ねてもなかなか業者紹介がないということで、そこから始めてたら多分全然間に合わないのかな。当然全ての施設が対象になってくるので、そのやはり市のほうから何らかの一覧表であったり、そういうどういう事業者があるのかというのをご提示する必要があるのかなとも思います。そういう意味ではなかなか難しいところではあると思

いますけども、ちょっとその辺の対応を考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 事業所の一覧ということですけども、やっぱりそこも県に聞いてもないというふうに聞いてますので、市のほうが独自にそういった名簿みたいところはちょっと作れないのかなと思ってます。

ですので、それぞれの事業所で例えば清掃を依頼されてる会社があると思うんで、そこに聞いていただいて、やってもらえるかどうか、本庁でいけば本庁の掃除されてるところが共通部分であれば掃除しますよというふうに言ってもらってるということ聞いてますので、そこはそれぞれでお願いするしかないのかなと考えております。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康福祉部長（久保川伸幸） 市役所は本庁は今言ったようなことでありますけども、ほかにも但馬で清掃業者等あるんですが、聞いたところではやはり感染症への対応ということになるとされない、やっぱりそこにリスクがあるので基本されないと思います。

神戸のほうにそういったペスト何とかというようなこと、ペストコントロール協会、いわゆるペストと同じ、そういう感染症に対して対応される事業者もありますけども、こういう事態でもう向こうのほうも手いっぱいという状況で、実際にここまで来られるということは多分可能性が低いだらうと思います。

それから判断をしますと保健所の指導も要はご自分たちでできる次亜塩素酸で拭き取りをしていただく。よくテレビなんかで噴霧器で思い切り力いっぱい飛ばしてる、あれはむしろ推奨しないというのが考え方で、そうするとかえって菌をばらまくようなことにもなるということもありますので、地道ではありますけども、従業員、職員の方々で本当に手の触れそうなところをきっちりと次亜塩素酸で拭いていただくということが基本になりますので、できればそれぞれの事業所の従業員であったり

職員であったりということをお願いをするということに恐らくなると思います。

○分科会長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） 逆に、そういう意味ではもし仮に発生した場合は対応というのを、こういう対応してくださいというのを何らかの文書なり分かりやすい形で提示いただけたらと思います。

また、今度サポート支援員さんの話になるんですけども、今も学校でいわゆるオンラインというか、そういうのをされてる中学校、近中なんかはされてるという話を聞くんですけど、それもやはり先生方によってのばらつきが非常に大きいという意味ではなかなか分かり、たけた方とそうでない方のギャップが大きい。それは学校全てそういう意味では29の小学校でもうまい、よく分かる先生がいるところは非常によくできて、そうでないところはなかなか使いこなせないというやはりばらつきが出てしまうのかなと。そういうのはやはり先生方も当然そうですし、生徒さんのほうが逆に使う部分にはたけておられるのかもしれないんですけども、しっかりとその辺も踏まえて、せっかくのこれはチャンスだと思いますので、しっかり生かしていただけたらと思います。これは要望としてです。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（清水 寛） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 2点ほどお聞きしたいと思います。

大変この感染症対策については、どの部分においてもご苦労なさってるのではないかと思っております。本当に非常事態であります。

まず1点目でございますけども、まず生徒児童の学習支援についてお尋ねしたいと思うんですけども、これだけ長い期間学校に行けないということが続いておると、やっぱり子供たちの学習意欲というのも当然うせてくるのではないかなというふうに思います。それで恐らく教育委員会さんとしても学校と協力しながら現状としてどのような課題

を持ってられて、どのようなことを学習のために現状を過ごされているのか。先生はほぼ登校日には学校に行くとられると思いますので、そういうものも大変だとは思いますが、どのような活用されているのかということと、それからされている、例えば教育委員会から流されたものが各学校で格差はないのかどうか、その辺も含めながら、大規模校であったり小規模校であったりするとどうしても差が出るのではないかなという思いはするんですけど、その辺の現状の把握はどのようにされてるのかということをお聞きしたい。

それからもう1点、保育園、認定こども園等のそれぞれ50万円の支援で感染予防の支援策が出されて、それぞれ空気清浄機等を設置をされるというふうなこともあるようでございますけども、どうなんでしょうか、空気清浄機はほぼ設置、整備ができてるのか、この辺も一度お考えいただいて、言ってみれば空気清浄機が大体同じ状況の中で、同じレベルの中でやっぱりきちっと各教室に設置されているのかと、保育室に設置されてるのかということをやっぱり把握するべきでないかなという思いはするんで、その辺の現況をお知らせいただきたいなど。

それからどうしても保育所につきましては、お勤めの方でございますので、保育所は開園しておるわけですけども、企業の協力であったり家庭の協力というのは十分行き渡っているのか。もう本当にほぼ毎日保育園の先生というのはこれまで以上のリスクが高まっております、先生自体とかいいます、保育所の方が相当リスク、ストレスがたまってきてるのではないかなという思いがいたしますので、その辺のやっぱりどう、言ってみれば先生方も休みを少し取れるような形でのことをどのように教育委員会としては把握されているのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず、児童生徒の休業中の学習支援についてです。ご指摘のとおり、恐らくこのような状況の中で学習意欲は低下しているだろうというふうには考えとりますし、そ

もそも学習意欲以前に生活の基本的な生活習慣というのも崩れてきているだろうというような課題は捉えております。

そんな中で今やっていますことが各学校で今まで習った学習範囲のものをプリント配布をすること、ポストインをしながらやっていくということをやっていますが、学校間の格差ということのお尋ねなんですけども、現状ではやはり大きな学校と小さな学校ではその頻度が変わってきます。小さな学校でありますとその頻度は割と短い期間ごとにはできるんですが、大きな学校になってきますと担任1人が40名持ってますとなかなか毎日のように関わることではできませんので、間隔としては長くなってきているというふうに把握をしております。

ただ、今後この状況、臨時休業が長くなってきますと、この学習のことについてもそうですし、生活リズムのこと、また心身のストレスのバランスや食事の栄養バランスですね、こういったことは大きな課題となってくるので、どのような形があるのか、どのような形で支援できるのかというのは現状ではちょっとまだ申し上げ、検討中ですので、検討しながら何とか考えていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども育成課長（木下 直樹） 園のほうの空気清浄機の設置状況ですけども、現在はほとんど設置してない状況でございます。今回の国の補助事業等を利用していただきまして、各園にそれぞれ設置したいと考えとります。

それからあと保育士等のストレスの関係なんですけども、保育園のほうは開いた状態になってますけども、自粛要請等しております、かなり園児のほうも少なくなっている状況ですので、各園の判断になりますけども、できるだけこの機会に順番でお休みを年休等で取っていくような形で指示のほうしております、各園で工夫しながら年休等を取っているということで確認、聞いております。以上です。

○分科会長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 今、学習支援とか生活支援の

関係なんですけども、やはり先生は大体主任と副主任とがおられるんですかね、各学級には。ですから多いとこで40を半分に分けると20、20ということになるし、少ないとこであればもっと少ないんでしょうけど、できる限りなるべく連携をしっかりと取っていただいて、やはりコミュニケーションという部分というのは非常に大切だと思いますので、先生が直接お電話でやっつけられるということをお聞きしていますので、できる限り連携を取りながら子供たちの信頼関係を失わないようにやっていただきたいと思っています。新聞報道によりますといろいろな家庭内暴力であったりとかいうふうなストレスがたまってしまうということも報道もされておりますので、そういうことないようにできる限り先生たちのコミュニケーションについて信頼関係を構築していただきたいというふうに、難しいとは思いますが、やはりしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

保育園も空気洗浄機等は現場の声を聞きますと非常にいいものであるというふうにお聞きいたしとります。これもいいものか、高いものか安いものはいろいろレベルあるとは思いますが、非常に効果がありそうなのという事は聞いておりますので、やはりないところは早目に設置していただくということが必要かというふうに思います。大変でしょうけども、とにかく感染症者を出さないということがまず第一でございますので、それぞれの立場でご努力いただきたいというふうに思っています。以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 1点お聞きしたいんですけども、作業所なんかがお休みになってるって聞いたんですけども、利用してらっしゃった方が、ちょっとそのうちに用があったもんで行ったら何か家の周りをうろうろうろうろしてらっしゃって、以前会ったときよりも何か表情がすごくうつろな感じになってらっしゃって、作業所に毎日多分行ってらっしゃったと思うんですけども、やっぱりそういうリズム

ムが狂ったらそういう状態になってらっしゃる方が多々あるのかなと思って想像はするんですけども、やはりそこら辺の方へのフォローとか、そういうことが長期になりましたら必要になってくるのかなと思うんですけども、そこら辺においてはどうでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） 作業所のほうがどこの作業所が閉鎖になってるのかちょっと私どもは把握しとりませんので分かりかねますけれども、やはり精神的な疾患があって、あるいは知的な部分ということで作業所に通所されている方々ですので、作業所に通えないということになるとやはり先ほどの話でもありませんけれども、生活習慣がリズムがなくなって、精神的に増悪していくということもありますので、そういったことがないように、例えば作業所のスタッフの方が可能な範囲内でアウトリーチといいますか、家庭のほうに行かれてコミュニケーション図られるとか、見守りされるとか、そういったことも可能だと思いますので、ちょっと実態も把握しながらフォローができる部分があればフォローしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ぜひ実態ちょっと見ていただいて、よろしくお願ひいたします。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（上田 伴子） はい。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第73号議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員会の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。ありませんか。言い漏らした事とか、何か特に伝えたい事とか、何か情報が新しいものがあるから発表するとか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、ありませんようですので、ここで当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。

午後0時36分 分科会休憩

午後0時38分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、協議事項3番の（2）のA、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思います。

委員会を暫時休憩します。

午後0時39分 委員会休憩

午後0時40分 委員会再開

○委員長（西田 真） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

委員会意見・要望のまとめでありますけど、委員の皆さんからご提案をありましたらよろしくお願います。

清水委員。

○委員（清水 寛） 公用車の事故の件で、専決第6号でありましたけども、毎回とは言いませんけども、かなりの頻度でやはり過失割合10割という物損事故の報告が上がってきます。賠償すればいいという話では当然なくて、運転に対する危機意識をし

っかりと持って、これも指導していただいている中での話ではあるんですけども、とは言ってもそこを言うしかないの、やはり危機意識をしっかり持ってもらって交通事故はゼロになるようにしっかりと対応していただきたいということを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 今回の交通事故に関しては、バックでの接触事故であります。まず駐車をする場合、狭いエリアに駐車する場合は必ず、正式名称はどう言うか知りませんが、バック駐車といいますが、駐車の方法についてもこれからは、今後は十分注意してバック駐車。あれ本当にバックの駐車は警察に行っても非常に多いんですよ。だから言ってみりゃバック駐車を心がけてということも付け加えていただきたい。正式な言い方分かりません。

（「バックで当てとるんだで、今」と呼ぶ者あり）だから、いや、来たとき入れちゃう。

○委員長（西田 真） 委員会を暫時休憩します。

午後0時41分 委員会休憩

午後0時43分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、委員会を再開いたします。

先ほど委員会意見・要望の件でありますけど、清水委員のほうから、事故が再々多くあると、また10割過失と、そういうこともあって、くれぐれもその辺の注意喚起をお願いしたいということがありましたけど、そのようにまとめたいと思いますが、その辺でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ただいま協議いただきました委員会意見・要望を含む委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午後0時44分 委員会休憩

午後0時47分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会を再開します。

次に、協議事項3番の（2）のイ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思えます。

委員の皆さんからの提案について、分科会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思えます。

分科会を暫時休憩します。

午後0時48分 分科会休憩

午後1時13分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、分科会を再開いたします。

ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文ですが、1点目として、学校情報機器整備事業で端末1人1台の予算が上がっているが、子供たちの学びを保障する環境の整備のためスピード感持って有効活用されたい。これが1点目であります。

2点目として、新型コロナウイルス感染症に伴う学校臨時休業中の児童生徒における学習支援、生活支援、心身の支援については、教育委員会並びに各学校園で子供たち、保護者へのサポートの強化、コミュニケーションの構築を図られたい。

こういう内容でありましたが、この案文につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会いたします。

午後1時14分 分科会閉会

午後1時14分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

最後に、協議事項4、その他についてを議題いたします。

委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があればご発言願います。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございます。ありがとうございました。

午後1時15分閉会
